

令和8年度  
千葉県当初予算編成に対する要望

令和7年9月8日

千葉県市長会



# 目 次

## 【重点要望事項】

- 1 子ども医療費助成制度の拡充等について…………… 5
- 2 地域医療体制の充実強化について…………… 6
- 3 小児医療体制の充実強化について…………… 8
- 4 教職員の未配置改善及び人員の増置や財政措置について…………… 9

## 【要望事項】

- 第1 地方行財政の充実強化について…………… 10
  - 1 宿泊税導入に向けた税制度設計について…………… 10
  
- 第2 総合行政の充実強化について…………… 11
  - 1 地域交通に要する支援の継続及び拡充について…………… 11
  - 2 千葉県広域連携での婚活支援事業について…………… 12
  
- 第3 健康福祉行政の充実強化について…………… 13
  - 1 子ども医療費助成制度の拡充等について…………… 13
  - 2 多子世帯の保育料軽減のための千葉県補助事業創設について…………… 14
  - 3 小児医療体制の充実強化について…………… 14
  - 4 公立病院の建て替えに関する財政的支援について…………… 15
  - 5 ヤングケアラーへの支援について…………… 16
  - 6 医療機関等への支援について…………… 16
  - 7 地域医療体制の充実強化について…………… 17
  - 8 国民健康保険事業に対する財政支援について…………… 19
  - 9 訪問介護費の介護報酬の見直しについて…………… 19
  - 10 予防接種事業の財政支援について…………… 20
  - 11 国民健康保険料水準の統一に向けた取組の実施について…………… 20
  - 12 一時保護所の平均在所日数の短縮及び社会的養護施設等の人員確保  
について…………… 21
  - 13 介護人材の確保に向けた支援の充実について…………… 21

14	保育士確保に向けた処遇改善の取り組みについて	22
15	介護保険財政運営について	23
<b>第4</b>	<b>環境生活行政の充実強化について</b>	<b>24</b>
1	千葉県内高校生の自転車通学時のヘルメット着用率向上に向けた 取組の推進について	24
2	P F O S / P F O Aに係る対応への支援について	24
<b>第5</b>	<b>商工労働行政の充実強化について</b>	<b>25</b>
1	物価高騰及び深刻な人手不足下における千葉県内産業等に対する支援 について	25
2	雇用対策及び人材不足の解消について	25
3	千葉県立地企業補助金制度の拡充について	26
4	商店街団体等が設置した街路灯の撤去に係る費用の補助について	26
5	産業用地整備に対する支援等について	26
<b>第6</b>	<b>農林水産行政の充実強化について</b>	<b>28</b>
1	農業者に対する支援について	28
2	治山事業及び地すべり防止事業の計画的実施と執行体制強化について	28
3	畜産業への支援について	28
4	北総中央用水土地改良区への支援について	29
5	米不足への緊急対応と生産者支援の一体的実施について	29
6	農地中間管理事業業務の機能の充実	30
7	需要に応じた米生産の推進に向けた補助制度の維持・拡充について	30
8	園芸用廃プラスチック処理対策について	31
<b>第7</b>	<b>県土整備行政の充実強化について</b>	<b>32</b>
	(道路・橋梁)	
1	広域幹線道路の整備促進について (国道356号銚子バイパス、国道126号八木拡幅事業)	32
2	市川都市計画道路3・4・13号二俣高谷線の整備について	32
3	主要地方道越谷野田線(野田橋の架け替えを含む)の4車線化について	33

4	主要地方道茂原白子線（茂原白子バイパス）の整備促進について	33
5	インフラ整備の充実について	34
6	銚子連絡道路の整備推進について	34
7	狹隘国県道の道路改良について	35
8	市原都市計画道路八幡椎津線（平成通り）の整備に係る 社会資本整備総合交付金等の重点配分について	35
9	国道296号バイパスの事業推進について	36
10	（仮称）幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について	36
11	国県道の整備促進について	37
12	初富交差点の交差点改良について	37
13	北千葉道路及び栗野バイパスの整備促進について	38
14	国道465号（清和地区）の整備促進について	38
15	主要地方道の整備促進について	39
16	道路網整備の促進及び主要地方道等の道路環境整備について	39
17	県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について	40
18	高規格道路「茂原・一宮・大原道路」「鴨川・大原道路」の全線整備促進 について	40
(河川・港湾)		
19	治水対策の充実について （一級河川利根川水系 清水川 総合流域防災事業）	41
20	洋上風力発電設備の設置等に伴う港湾の整備充実及び地元市町村負担金の 軽減について	41
21	旧江戸川の護岸改修について	42
22	真間川下流部における放置車両及び不法係留船対策について	42
23	小櫃川河口三角州の保全について	43
24	水辺の魅力向上に向けた印旛沼・鹿島川の整備促進について	43
25	グリーンインフラ等を活用した印旛沼の総合的な治水対策について	43
26	二級河川の整備、維持管理の推進について	44
27	二級河川小中川の整備促進について	44
(都市基盤)		
28	市街地再開発事業における千葉県の補助について	45
29	成田空港の更なる機能強化等への対応について	45
30	柏駅周辺地区の市街地再開発事業について	46

31	運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び県立市野谷の森公園の整備について	47
32	羽田空港と東京湾岸地域を結ぶ鉄道ネットワークの強化について	47
33	空き家対策について	48
<b>第8</b>	<b>教育行政の充実強化について</b>	<b>49</b>
1	高等学校の魅力向上と学生寮の整備について	49
2	公立小中学校の学校再編に伴う支援について	50
3	学校給食費無償化の全国一律の取り組みについて	50
4	地域学校協働活動推進事業における財政支援の拡充について	51
5	市立学校における医療的ケア看護職員配置に係る千葉県の補助金の交付について	51
6	教職員の未配置改善及び人員の増置や財政措置について	51
7	安全・安心で良好な教育環境の充実について	53
8	災害時に指定避難所となる千葉県立高等学校体育館の空調設備の充実について	53
9	不登校対策に係る支援について	53
10	外国人児童生徒に対する補助教員の確保又は費用負担について	54
<b>第9</b>	<b>警察行政の充実強化について</b>	<b>55</b>
1	交通規制に関する要望の対応について	55
2	交通安全対策の充実・強化について	55

**【重点要望事項】**

健康福祉行政・教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

**1 子ども医療費助成制度の拡充等について**

千葉県の制度では、令和5年8月診療分から、自己負担に月額上限が導入され、あわせて同月診療分から受給券の発行対象を高校生相当までに拡充し、通院については小学3年生までを、入院費については中学3年生までを助成対象としている。

しかし、千葉県内すべての市町村は独自に所得制限を撤廃した上で、助成対象年齢を入院・通院ともに高校3年生まで拡げ、上乘せ助成を実施している。

本制度は、少子化の時代にあって、子どもの健やかな成長や子育て世代の経済的負担を軽減することは重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、本来、国が率先して全国的な制度として取組むべきものと考えているが、より一層の充実として、千葉県補助制度の更なる拡充を図ることが必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 入院と同様に通院・調剤についても、助成対象を中学校3年生まで拡大すること。
- (2) 千葉県による子ども医療費助成の対象年齢を、制度化されていない高校3年生まで拡充すること。
- (3) 千葉県による制度と千葉県内市町村による制度の乖離を解消するため、所得制限の撤廃など千葉県内一律の子ども医療費助成制度を確立させ、地域間格差の解消と制度のさらなる拡充を図ること。
- (4) 無償化を含めた全国一律の医療費助成が受けられるよう、国主導による医療費助成制度設計を行うよう国に働きかけること。
- (5) 子ども医療費助成制度について、多子世帯の負担軽減を制度化すること。
- (6) 保護者負担に係る月額上限の設定について、上限回数の引き下げを図ること。
- (7) 現行の補助金の補助率を2分の1から引き上げること。

## 2 地域医療体制の充実強化について

地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、医療・相談体制の充実が優先的課題である。

そのため、地元医師会などの協力のもと地域住民の医療ニーズに応えるよう努力しているが、医師や看護師等の確保には地域の努力のみでは限界がある。

また、地域医療体制の充実強化に向けては、民間病院において不採算とされる、救急等の政策的医療の提供を行っている公的病院の経営の安定化等を図る必要がある。

これらの問題は、地域で安心して質の高い医療サービスを受けられる環境を確立し、地域医療体制を将来にわたり堅持するための喫緊の課題である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 君津地域4市で構成する君津保健医療圏で救急医療体制を構築しているが、休日当番医における小児科医の不足や二次待機施設の減少等により、体制の維持が厳しい状況となっており、医師や看護師等の確保については、地域の努力のみでは限界があるため、引き続き人材確保・定着を促進する対策強化を図ること。
- (2) 病床機能の連携、在宅医療体制の強化を図るほか、医療資源の効率活用から機器の共同利用やチーム医療、適正な外来受診の千葉県民への周知など地域医療体制を強化すること。
- (3) 松戸市立総合医療センターや東京女子医科大学附属八千代医療センターなど、広域的な地域医療を支える基幹病院や医療機関に対し、既存の国庫補助事業（医療提供体制推進事業費補助金など）において必要な予算を確保し、要綱どおり満額を支給するなど補助金等の充実を国に働きかけるとともに、千葉県としても補助の上乗せを含めた支援の充実を図ること。併せて、広域における医療体制について、関係者による議論が円滑に行われるよう、積極的な役割を果たすこと。
- (4) 千葉県の保健医療計画に定められている二次保健医療圏における、関係自治体・医療機関間の連携（財政的支援も含む。）に係る取決め等の構築について、千葉県が主体的に取り組むこと。
- (5) 公立病院における救急等の政策的医療の提供に対する新たな支援制度（補助金）を創設すること。

- (6) 山武長生夷隅保健医療圏における救急医療の拠点病院としての役割を担っている東千葉メディカルセンターについて、累積赤字の取扱いや解消に向けた手立てなどについて共に考え、センターにおける人材の確保などに係る支援を継続すること。
- (7) 不採算部門に関わる医療や高度医療などを担う公的医療機関や、休日当番医、二次待機施設等救急医療を担う医療機関への財政支援を十分に行うこと。
- (8) 「救急安心電話相談」及び「こども急病電話相談」については受付時間の延長を行い、切れ目のない相談体制の構築を行うとともに、電話相談事業の周知強化をすること。
- (9) 千葉県立佐原病院において、小児に係る入院・夜間救急外来など市民が安心できる医療体制の実現のため、常勤の小児科医を確保すること。
- (10) 千葉県立佐原病院が将来にわたってその役割・機能を果たせるよう、耐震改修にとどまらず、最新の医療環境に対応した建て替え整備を行うこと。
- (11) いすみ医療センターが地域の医療ニーズに応えられるよう、医師の人材確保をすること。

### 3 小児医療体制の充実強化について

千葉県内の各市は、小児二次救急医療機関の経営難、小児病床の低い稼働率、そして小児科医の地域偏在といった課題を抱えている。併せて、喫緊の課題である小児科医不足とそれに伴う救急医療体制の充実強化に対しても、早急な対策が必要である。

千葉県の小児科医偏在指標は全国を下回っており、この抜本的な改善には、千葉県が主体となった多角的なアプローチが求められる。

現在、夜間の受診相談の取り組みを行っているが、これに加えて、オンライン診療を推進することで、医師の働き方改革（妊娠中の医師、子育て・介護を行う医師の就業支援）にも繋がり、医師不足の軽減が期待される。

安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、千葉県がより強力なリーダーシップを発揮し、医療機関への財政支援、広域連携の推進、新たな医療提供体制の検討、そして医師確保策の拡充が必要不可欠である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 小児二次救急の経費補助や病床稼働率が低い小児病床への補償等支援策を講じること。
- (2) 小児救急医療体制の整備は、特定の市町村だけでなく医療圏全体が直面する課題であり、地域によっては小児科医の不足により病床が稼働できず、二次救急医療体制が機能していない状況もあるため、千葉県が主体となり、広域的に小児二次救急患者を受け入れるための医師確保を含めた体制構築をすること。
- (3) 小児科医不足改善に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、千葉県が主体となり、安全な基準でのオンライン診療を推進すること。
- (4) 千葉県が主体となり小児科医不足改善に向けた事業を行い、特に小児一次医療の体制整備や既存病院の新規小児科の開設に要する経費、自治体が実施する小児医療体制整備事業に対し、各種補助を行うこと。
- (5) 令和7年度以降に実施予定である「千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業」において、千葉県外から小児科医を確保した場合に限らず、千葉県内から確保した場合においても補助対象とすること。

#### 4 教職員の未配置改善及び人員の増置や財政措置について

近年、市内の小学校において教員が未配置となっている状況が生じており、その解消が急務である。小規模校では、1人の教員が学級担任と生徒指導担当を兼務するなど、教員一人当たりの持ち授業数が増加している。

また、千葉県の令和6年度の小学校増置基準は1～11学級で1人、12～23学級で2人、24～30学級で3人、31～39学級で4人、40学級以上で5人とされているが、学校規模にかかわらず高学年における教科担任制の推進等のため、更なる教員の増加が求められている。

更には、昨今の学校現場において、学力低下、いじめ・不登校といった生徒指導上の対応増加に加え、国際理解教育や特別支援教育の充実など多岐にわたる教育課題が山積している状況である。

また、学習指導要領改訂に伴い、将来の予測が困難な複雑で変化の激しい社会の中で必要とされる力の育成を、各学校の教育課程や各教科等の授業まで浸透させ具体化していくことが強く求められている。

その結果、教員一人ひとりに課せられた授業改善等はこれまで以上に重責となり、業務量の増加によって勤務時間の適正化を進めることが一層困難になっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 教職員の加配及び会計年度任用職員等を配置し、市の雇用取り組みについても財政的支援をすること。
- (2) 小学校における採用試験において、令和7年度から中学校の免許保持者が小学校を受験できるシステムが構築されたが、採用後、その職員が臨時免許等で担任ができるようにするなど、未配置解消に向けた取り組みを進めること。
- (3) 小学校増置定数基準について、新たに18～23学級の区分を設けて3人とし、24学級以上は現在の増置教員に1人ずつ追加するよう見直すこと。
- (4) 千葉県費負担による増置教員の配置を進め、小中学校を含めた小規模校における増置教員不足を解消すること。
- (5) 管理職である教頭等の時間外在校時間の削減を図るため、副校長・教頭マネジメント支援員の配置の拡大を行うこと。
- (6) 様々な教育課題に対する新たな公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定するよう国に継続的に働きかけること。

# 第 1 地方行財政の充実強化について

---

地方行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 宿泊税導入に向けた税制度設計について

各市における観光を取り巻く環境については、宿泊者数、宿泊施設数とその種類、旅行（入込）者数等、地域により状況が異なり、各市の観光施策等は、柔軟に展開することが必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 宿泊税の用途を明確にし、納税者や観光事業者等の十分な理解が得られる制度とすること。
- (2) 各市町村への支援分については、市町村間の公平性、自由度の高い用途となるよう一定の算定基準に基づいた交付金制度とすること。
- (3) 税率は千葉県内一律としたうえで、独自課税を行う市町村については、税率の内訳を市町村と千葉県で分け合える制度設計とすること。
- (4) 教育旅行などの課税免除を導入すること。

## 第2 総合行政の充実強化について

総合行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 地域交通に要する支援の継続及び拡充について

人口減少や高齢化率の上昇が顕著な地域において、地域に合った移動手段を新たに導入し、交通空白を解消することは、重要かつ喫緊の課題である。

また、交通弱者が増加する地域においては、地域社会や経済活動を支える基盤である地域公共交通を将来にわたって持続可能なものにしていくために、更なる公的支援が必要である。

交通空白の解消に向けた実証運行事業に対する補助については、国の「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（「交通空白」解消緊急対策事業）では、同一地域において実証運行事業を2年以上継続する場合、現状、補助金交付は、単年度かつ1回のみであり、2年目以降は受けることができない見込みであるため、事業の実施及び継続に当たり、各市における財政面でのハードルが高くなっている。

また、補助対象経費については、加入が必須の自賠責保険・任意保険（自動車保険）が補助対象外となっている等、補助対象の範囲が厳しく限定的である。いずれの自治体においても重要かつ喫緊の課題であるといえる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県の地域公共交通「リ・デザイン」推進事業について、令和8年度以降も同規模の予算及び支援内容の確保をすること。
- (2) 千葉県の地域公共交通「リ・デザイン」推進事業補助金交付要綱に基づく補助について、同一地域における実証運行事業の2年目以降の補助及び国の補助制度で補助対象経費とならない経費の補助も対象となるよう制度を拡充すること。
- (3) 内房線の館山安房鴨川間は利用者の少ない線区としてJR東日本から公表されていることから、利用者の増加に向けた取り組みを千葉県が主体的に進めること。

## 2 千葉県広域連携での婚活支援事業について

婚活支援事業について、規模が小さい自治体が独自で事業実施を行っても効果が薄いことから、千葉県が県内自治体を主導して、千葉県全体で連携しながら、広域での事業展開を更に行うこと。

### 第3 健康福祉行政の充実強化について

---

健康福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

#### 1 子ども医療費助成制度の拡充等について

千葉県の制度では、令和5年8月診療分から、自己負担に月額上限が導入され、あわせて同月診療分から受給券の発行対象を高校生相当までに拡充し、通院については小学3年生までを、入院費については中学3年生までを助成対象としている。

しかし、千葉県内すべての市町村は独自に所得制限を撤廃した上で、助成対象年齢を入院・通院ともに高校3年生まで拡げ、上乘せ助成を実施している。

本制度は、少子化の時代にあって、子どもの健やかな成長や子育て世代の経済的負担を軽減することは重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、本来、国が率先して全国的な制度として取組むべきものと考えるが、より一層の充実として、千葉県補助制度の更なる拡充を図ることが必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 入院と同様に通院・調剤についても、助成対象を中学校3年生まで拡大すること。
- (2) 千葉県による子ども医療費助成の対象年齢を、制度化されていない高校3年生まで拡充すること。
- (3) 千葉県による制度と千葉県内市町村による制度の乖離を解消するため、所得制限の撤廃など千葉県内一律の子ども医療費助成制度を確立させ、地域間格差の解消と制度のさらなる拡充を図ること。
- (4) 無償化を含めた全国一律の医療費助成が受けられるよう、国主導による医療費助成制度設計を行うよう国に働きかけること。
- (5) 子ども医療費助成制度について、多子世帯の負担軽減を制度化すること。

(6) 保護者負担に係る月額上限の設定について、上限回数の引き下げを図ること。

(7) 現行の補助金の補助率を2分の1から引き上げること。

## 2 多子世帯の保育料軽減のための千葉県補助事業創設について

幼児教育・保育の無償化により、非課税世帯の3歳未満児、及び3歳以上児の保育料の無償化が行われたが、軽減措置の導入されていない年収約360万円以上の多子世帯については依然として負担が残っており、多子世帯の完全な負担解消には至っていない。

については、所得や年齢、同時入所の条件に関わらず、多子世帯の3歳未満児に係る保育料を軽減する補助事業を実施すること。

## 3 小児医療体制の充実強化について

千葉県内の各市は、小児二次救急医療機関の経営難、小児病床の低い稼働率、そして小児科医の地域偏在といった課題を抱えている。併せて、喫緊の課題である小児科医不足とそれに伴う救急医療体制の充実強化に対しても、早急な対策が必要である。

千葉県の小児科医偏在指標は全国を下回っており、この抜本的な改善には、千葉県が主体となった多角的なアプローチが求められる。

現在、夜間の受診相談の取り組みを行っているが、これに加えて、オンライン診療を推進することで、医師の働き方改革（妊娠中の医師、子育て・介護を行う医師の就業支援）にも繋がり、医師不足の軽減が期待される。

安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、千葉県がより強力なリーダーシップを発揮し、医療機関への財政支援、広域連携の推進、新たな医療提供体制の検討、そして医師確保策の拡充が必要不可欠である。

については、次の事項について措置を講じること。

(1) 小児二次救急の経費補助や病床稼働率が低い小児病床への補償等支援策を講じること。

- (2) 小児救急医療体制の整備は、特定の市町村だけでなく医療圏全体が直面する課題であり、地域によっては小児科医の不足により病床が稼働できず、二次救急医療体制が機能していない状況もあるため、千葉県が主体となり、広域的に小児二次救急患者を受け入れるための医師確保を含めた体制構築をすること。
- (3) 小児科医不足改善に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、千葉県が主体となり、安全な基準でのオンライン診療を推進すること。
- (4) 千葉県が主体となり小児科医不足改善に向けた事業を行い、特に小児一次医療の体制整備や既存病院の新規小児科の開設に要する経費、自治体を実施する小児医療体制整備事業に対し、各種補助を行うこと。
- (5) 令和7年度以降に実施予定である「千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業」において、千葉県外から小児科医を確保した場合に限らず、千葉県内から確保した場合においても補助対象とすること。

#### 4 公立病院の建て替えに関する財政的支援について

公立病院は、救急医療等の政策的医療や小児医療等の不採算医療の提供、災害医療の提供のほか、新興感染症への対応等新たな役割も求められており、地域医療の中核的な役割を担っている。

これらの役割を将来にわたって担っていくには、機能を維持・拡充していくための施設の増改築や老朽化する病院の建て替えが必要であるが、建築資材高騰や労務費上昇、工期の長期化により建設コストが高騰し、施設の増改築や建て替えが困難な状況となっている。

については、持続可能な地域医療提供体制を確保するために、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県地域中核医療機関整備促進事業補助金算定の基準となる建築単価の引き上げや新たな補助制度の創設等、建設コストの実態に即した財政措置の拡充を図ること。
- (2) 国に対して、公立病院の建て替えに関する財政的支援について、昨今の物価高騰や人件費上昇を踏まえた拡充を図るよう働きかけること。

## 5 ヤングケアラーへの支援について

ヤングケアラーへの支援は、千葉県内在住のすべての児童生徒に対し、居住地や学校の所在にかかわらず、切れ目なく行き届くよう、広域的な支援が必要であり、全ての児童生徒への支援を確実に届けるためには、市町村単独でのアプローチには限界があるため、千葉県による広域的な支援が不可欠である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県又は市町村の窓口相談したヤングケアラーの支援を住所地の市町村へ連携するなど、自治体間で広域的な対応が必要となった場合の情報共有についてガイドライン等を示すこと。
- (2) 高等学校や私立学校等に通学する児童生徒を対象としたヤングケアラーを把握するための任意の記名式調査においては、広域的な対応が必要であることから、千葉県において実施すること。

また、調査において把握したヤングケアラーについては、市町村と連携し、居住地によらない広域的な支援ができる体制づくりを推進すること。

## 6 医療機関等への支援について

地域医療提供体制の維持・強化を図る上で、医療機関等への支援について、持続可能な医療体制は市単独では構築することが厳しい。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 二次救急医療機関は、その経費を診療報酬等の収入のみで全て賄うことが困難な状況にあり、これらの医療機関に対し経費に対する補助等の支援を行うこと。

- (2) 医療法人から報告された経営状況を分析及び公表し、その結果においては国に対し必要な措置を講じるよう働きかけること。
- (3) 医療機関等に対し物価高騰等による給付金の支給など、現行の支援事業を継続しているが、診療報酬では補完できない経費に対しては、直接的な補助制度を導入すること。

## 7 地域医療体制の充実強化について

地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、医療・相談体制の充実が優先的課題である。

そのため、地元医師会などの協力のもと地域住民の医療ニーズに応えるよう努力しているが、医師や看護師等の確保には地域の努力のみでは限界がある。

また、地域医療体制の充実強化に向けては、民間病院において不採算とされる、救急等の政策的医療の提供を行っている公的病院の経営の安定化等を図る必要がある。

これらの問題は、地域で安心して質の高い医療サービスを受けられる環境を確立し、地域医療体制を将来にわたり堅持するための喫緊の課題である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 君津地域4市で構成する君津保健医療圏で救急医療体制を構築しているが、休日当番医における小児科医の不足や二次待機施設の減少等により、体制の維持が厳しい状況となっており、医師や看護師等の確保については、地域の努力のみでは限界があるため、引き続き人材確保・定着を促進する対策強化を図ること。
- (2) 病床機能の連携、在宅医療体制の強化を図るほか、医療資源の効率活用から機器の共同利用やチーム医療、適正な外来受診の千葉県民への周知など地域医療体制を強化すること。
- (3) 松戸市立総合医療センターや東京女子医科大学附属八千代医療センターなど、広域的な地域医療を支える基幹病院や医療機関に対し、既存の国庫補助事業（医療提供体制推進事業費補助金など）において必要な予算を確保し、要綱どおり満額を支給するなど補助金等の充実を国に働きかけるとともに、

千葉県としても補助の上乗せを含めた支援の充実を図ること。併せて、広域における医療体制について、関係者による議論が円滑に行われるよう、積極的な役割を果たすこと。

- (4) 千葉県の保健医療計画に定められている二次保健医療圏における、関係自治体・医療機関間の連携（財政的支援も含む。）に係る取決め等の構築について、千葉県が主体的に取り組むこと。
- (5) 公立病院における救急等の政策的医療の提供に対する新たな支援制度（補助金）を創設すること。
- (6) 山武長生夷隅保健医療圏における救急医療の拠点病院としての役割を担っている東千葉メディカルセンターについて、累積赤字の取扱いや解消に向けた手立てなどについて共に考え、センターにおける人材の確保などに係る支援を継続すること。
- (7) 不採算部門に関わる医療や高度医療などを担う公的医療機関や、休日当番医、二次待機施設等救急医療を担う医療機関への財政支援を十分に行うこと。
- (8) 「救急安心電話相談」及び「こども急病電話相談」については受付時間の延長を行い、切れ目のない相談体制の構築を行うとともに、電話相談事業の周知強化をすること。
- (9) 千葉県立佐原病院において、小児に係る入院・夜間救急外来など市民が安心できる医療体制の実現のため、常勤の小児科医を確保すること。
- (10) 千葉県立佐原病院が将来にわたってその役割・機能を果たせるよう、耐震改修にとどまらず、最新の医療環境に対応した建て替え整備を行うこと。
- (11) いすみ医療センターが地域の医療ニーズに応えられるよう、医師の人材確保をすること。

## 8 国民健康保険事業に対する財政支援について

国民健康保険では、被保険者の所得水準が低い一方、年齢構成が高いため、医療費水準が高くなる等の構造的な問題があり、保険料負担が重い状況となっている。

さらには、近年被保険者数が減少する一方で、一人当たり医療費の増加に伴う一人当たり事業費納付金が増加していることにより、市町村における財政運営はますます厳しくなっている。

そのような中、一般会計からの財源のうち決算補填等を目的とした繰入の解消・削減に努めることとされていることから、大幅な保険料の引き上げを余儀なくされる状況である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国庫負担割合の引き上げや、低所得者世帯や子育て世帯に対する負担軽減策等の財政支援の拡充を行うことを、国に働きかけること。
- (2) 保険料水準の統一により生じる急激な保険税率の上昇を抑制するため、財政支援による激変緩和措置を講じること。

## 9 訪問介護費の介護報酬の見直しについて

令和6年度介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が減額されたことにより、中小規模の訪問介護事業所の経営が圧迫され、安定した運営、介護人材の確保及び定着に支障を来すおそれがある。

加えて、長引く物価高騰も介護事業所の経営を厳しくしており、経営努力による対応には限界がある。特に、訪問介護費の基本報酬引き下げにより、事業閉鎖を余儀なくされる事業所も発生している状況である。

訪問介護事業所は慢性的なヘルパー不足が常態化しており、低賃金が人員確保の障壁となり、その充足は困難な状況にある。在宅介護の中核を担う訪問介護事業所の減少は、住民が住み慣れた地域で生活し続けることを困難にする可能性がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 地域の介護を支える中小規模の訪問介護事業所が安定してサービスを提供するための措置を講じるとともに、国に働きかけること。
- (2) 介護報酬について、次の改定を待たずに再改定をするよう国に働きかけること。
- (3) 訪問介護事業所の現状を把握し、介護報酬の見直しを行うよう国に働きかけること。

## 10 予防接種事業の財政支援について

予防接種法に基づくB類疾病の定期予防接種について、3割程度が地方交付税により措置されているが十分ではなく、市町村の財政基盤によって被接種者の負担に差が生じている。

予防接種は、感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、また、重症化予防、健康の保持に寄与するものであることから、地域格差が生じない補助制度の創設をすること。

## 11 国民健康保険料水準の統一に向けた取組の実施について

千葉県内各市町村における段階的な料率改定の実施、保険料水準の完全統一を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 第2期千葉県国民健康保険運営方針期間における納付金の見込値及び標準保険料率の見込値を早期に推計すること。
- (2) 国民健康保険制度の安定運営のため、保険料負担の増加が不可避であることについての理解を全被保険者に対して広く周知すること。

## 12 一時保護所の平均在所日数の短縮及び社会的養護施設等の人員確保について

千葉県の子童虐待相談対応件数は依然として多いなか、千葉県の一時保護所における子童の平均在所日数は全国ワーストの状況にあり、定員超過も常態化している。

要因の一つに、千葉県内の社会的養護の受け皿不足が指摘されており、加えて、子童養護施設等の職員不足により入所定員上、空きがあっても子童の受け入れが困難な状況が発生している。

子どもの権利擁護が重要視される現在の社会情勢のなかで、一時保護所の在所日数の短縮に向けた対応は、早急に取り組むべき課題である。特に、一時保護児の社会的養護においては、広域的な取り組みが重要であるため、千葉県全体として社会的養護の質の向上に向けて、子童養護施設等の人材確保に向けた千葉県独自の支援策の充実強化をすること。

## 13 介護人材の確保に向けた支援の充実について

介護人材の確保については、千葉県においても、「介護人材確保対策事業費補助」をはじめ、人材確保に向けた様々な取り組みがなされているが、現場からは職種・サービス問わず、介護人材が不足しており、人材不足が深刻であるとの声があがっている。国においても、介護職員の処遇改善に向けて段階的な加算引き上げを行い、一定の改善がみられるものの、全産業の平均に比べると依然として低い水準に留まっている。

令和6年に厚生労働省が示した「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」によると、令和8年には、千葉県において介護人材が約10,000人不足すると見込まれている。

また、主任介護支援専門員は、他のケアマネジャーの指導・助言、地域づくりへの活動等を担う職種であり、ケアマネジメントの質を確保するために5年に1度、資格更新のための法定研修が義務付けられている。

しかしながら、この研修は、講義及び演習を9日間、計46時間、遅刻・早退・欠席なしで受講しなければならない、受講申し込み時点で千葉県内の事業所等で介護支援専門員として従事していなければならないなど、資格更新を希望する者にとって大きな負担となっている。また、居宅介護支援事業所の管理者

は主任介護支援専門員でなければならず、更新研修の機会を逃すと、事業所の運営も成り立たなくなる恐れもある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 主任介護支援専門員更新研修の開催回数を増やすこと。
- (2) 主任介護支援専門員更新研修受講のための要件を緩和すること。
- (3) 介護サービスに従事する幅広い職種を対象とした特別手当の支給をすること。
- (4) 介護人材の確保・定着を促進させるための制度の新設及び拡充をすること。
- (5) 国が行う介護職員の処遇改善などを拡充するよう、引き続き国へ働きかけること。
- (6) 千葉県が実施する介護人材確保対策事業について、メニューの拡充及び基準額、補助率の嵩上げなど内容の充実を図ること。

#### 14 保育士確保に向けた処遇改善の取り組みについて

「千葉県保育士処遇改善事業」について、千葉県の補助は、市町村が民間保育士の処遇改善を支援する場合に、補助率1/2かつ保育士1人当たり月額1万円以内の助成となっているが、財政力のある市町村においては、独自に上乘せ支給をしている状況である。

については、保育士の定着を図るため、市町村の財政力によって、格差が生じないように、補助額の拡充をすること。

## 15 介護保険財政運営について

国は、国庫負担のうち5%を財政調整交付金として配分しているが、各自治体の運営実態に即していない状況であり、被保険者の負担増になっている。

介護保険財政の健全な運営を図るためには、財政調整交付金は介護給付費負担金とは別枠の調整交付金を設ける追加措置を行うなどして、十分かつ適切な財政措置を講じて、被保険者の保険料負担が過重とならないよう国庫負担額を引き上げるよう国に働きかけること。

## 第4 環境生活行政の充実強化について

---

環境生活行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 千葉県内高校生の自転車通学時のヘルメット着用率向上に向けた取組の推進について

警察庁が公表した自転車乗車用ヘルメット着用率調査の結果では、千葉県のヘルメット着用率は全国で最低水準であり、また、自転車乗車中死傷者のヘルメット着用割合において小、中学生に比べ高校生の低さが目立つことから、市原市では令和7年度から、18歳以下の市民を対象に自転車ヘルメット購入費補助事業を開始したところである。

については、千葉県においても千葉県警察・千葉県教育委員会と連携した千葉県内高校生の自転車通学時におけるヘルメット着用率の向上に資する取組をより一層推進すること。

### 2 PFOS/PFOAに係る対応への支援について

金山落水路支流においてPFOS/PFOAが検出されて以降、飲用水の提供や上水道敷設に向けた取り組みのほか、本市域内の井戸水の水質調査および井戸諸元調査を実施している。今後、汚染機構の解明と浄化対策の検討へつなげていくが、実施に係る費用が高額であり、調査に関する知見も不足しているため、自治体にとって大きな負担となる。

また、上水道敷設に関しても、多額の住民負担が見込まれる。千葉県では「PFOS等に係る地下水汚染防止対策事業補助金」が創設されたが、補助対象が汚染の調査及び対策に係る事業に限定されている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 補助対象の拡大及び補助率を引き上げること。
- (2) 調査計画及び汚染除去計画の策定にあたっては、適切な助言、協力をする  
こと。

## 第5 商工労働行政の充実強化について

---

商工労働行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 物価高騰及び深刻な人手不足下における千葉県内産業等に対する支援について

相互関税をはじめとした米国による通商政策に伴う国際情勢の不安定化や、物価高騰及び人手不足等による千葉県内経済への長期にわたる影響を踏まえ、中小企業の適正な価格転嫁、生産性向上、人材確保及び事業承継など事業活動の維持・継続に必要な支援策を講じること。

### 2 雇用対策及び人材不足の解消について

新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に移行し、コロナ禍前の日常を取り戻しつつあるが、物価高騰や人材不足等、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

そのような中、本市では労働参加率が非常に高く人材確保が難しい状況が続いており、その課題が顕著となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 人材不足の業種（医療・介護、観光、建設等）への転職や、業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用機会の創出につながる施策を行うこと。
- (2) ハローワークや近隣市町と連携し、地域の雇用ニーズを捉えた求職セミナーの実施や、若者が魅力を感じる雇用機会の創出など、事業の継続や承継につながる支援をすること。
- (3) 地域外からの移住・定住を含めた労働力の確保、副業・兼業人材の活用支援をすること。

### 3 千葉県立地企業補助金制度の拡充について

千葉県立地企業補助金については、令和7年度に制度改正が行われ、成田空港周辺地域や北千葉道路周辺地域などの「県経済けん引地域」に工場等が立地する場合、補助額が上乘せされることとなった。

一方、成田空港機能強化に伴い、周辺地域においては空港機能を補完する企業の進出が見込まれるが、東関東自動車道は、成田空港と幕張新都心、東京都を結ぶ北総地区の大動脈であることから、インターチェンジ周辺においては進出企業の受け皿としての役割が期待される。

また、それ以外の地域においても、市、千葉県及び民間事業者の役割分担の下、それぞれの強みやノウハウを効果的に活かした産業用地の整備を推進している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 成田空港機能拡張の機会を捉え、市町村と連携して企業誘致を推進すること。
- (2) 既に制度化されている補助金について、社会・経済情勢や企業ニーズに応じ、対象地域の拡大や、補助率の引き上げといった、更なる支援を行うこと。

### 4 商店街団体等が設置した街路灯の撤去に係る費用の補助について

商店街団体等が街路灯等の施設を撤去する事業に対して、補助金の交付を検討すること。

### 5 産業用地整備に対する支援等について

山武・東総地域においては、銚子連絡道路横芝光町－匝瑳市間が令和5年度に開通するとともに、それに続く匝瑳市－旭市間も、早期完成に向けて事業が推進されている。

さらには、圏央道全線開通、成田国際空港の更なる機能強化が今後予定されており、広域幹線道路ネットワーク等の整備効果による地域の発展が期待され

ているとともに、千葉県内への企業立地ニーズが高まっている。千葉県内各市町村においては、産業用地の不足を受けて事業用地の確保に向けて検討するも農振農用地内での検討を余儀なくされることもあり、産業用地の整備に当たっては農振除外等の土地利用転換に係る手続きや企業誘致に苦慮している。

については、専門的知識や経験を有する職員の派遣、企業誘致活動の連携について、継続して支援すること。

## 第6 農林水産行政の充実強化について

---

農林水産行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 農業者に対する支援について

飼料をはじめとする農業生産資材価格は、依然として高騰、高止まりしており、農業者の経営が苦境に立たされていることから、引き続き、飼料や農業生産資材の物価高騰対策を行い、農業者の経営が継続できるよう支援を行うこと。

### 2 治山事業及び地すべり防止事業の計画的実施と執行体制強化について

治山事業及び地すべり防止事業は、安全・安心な地域づくりの基礎であり、荒廃した森林や溪流等から山崩れや土石流等の山地災害を防止し、これらの災害から人家や道路、農地等を保護する重要な事業であり、昨今の豪雨の発生頻度が増加している中で、山地防災力の強化は喫緊の課題であるが、予定どおりの事業進捗が得られていない事態となっている。効果を十分に発揮するため、地元要望に応じた計画的な事業化はもとより、災害発生時等に即応できるよう、執行体制を強化する必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 施設整備に要する地元住民の負担軽減を図ること。
- (2) 計画された事業の着実な実施及び不測の事態に即応できる執行体制を整えること。

### 3 畜産業への支援について

酪農家の減少は千葉県のみならず全国的な課題となっており、その要因の一つとして、畜産経営における生産費に占める配合飼料の割合が高いことが挙げられる。

現状では、飼料価格が高止まりしている状況にあり、さらに飼料価格に乳価の変動が追いついていないこともあって酪農経営は逼迫している。

については、配合飼料の価格高騰に対し、高騰分への差額補助など、畜産農家への負担軽減支援策の展開をすること。

#### 4 北総中央用水土地改良区への支援について

北総中央地区では末端用水路の整備が進んでいない状況にある。

用水の利用拡大が進まない中、限られた農業者で施設の維持管理費を負担している状況である。また、水資源機構営北総東部用水地区の更新事業が計画されており、その負担額は高額となる見込みとのことであるが、北総中央用水土地改良区は更なる負担が困難な状況である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 北総中央用水土地改良区の自立運営の実現には受益拡大が必須であることから、国営関連県営事業の更なる事業推進及び加入者負担の軽減支援を行うこと。
- (2) 農業者の負担軽減を図るため、基幹水利施設管理事業の千葉県補助率を増嵩すること。
- (3) 末端施設の適正整備と維持管理に係る支援をすること。
- (4) 東部用水の更新事業に当たっては地元負担が生じないよう支援すること。

#### 5 米不足への緊急対応と生産者支援の一体的実施について

米不足に緊急に対応するとともに、米の需給と価格の安定に責任を持ち、国民の食糧を確保する政策に転換するため、千葉県は次の事項について国へ要望すること。

- (1) 生産者団体や流通・小売業者と協力し、店頭に必要な米が出回るよう対策を強化するとともに、これにより米生産者に価格の変動による不利益を生じさせないよう対策すること。
- (2) 米の価格保障や農業者への所得補償を確実に実行し、農業者が安定して米生産を続けられる条件を整えること。

- (3) 農業者への補助、経営基盤の強化に係る支援事業など様々な支援措置を拡充すること。

## 6 農地中間管理事業業務の機能の充実

千葉県農地中間管理機構及び一部業務を受託している市町村は、近年の離農者数の増加や、ほ場整備事業における契約事務等による新たな契約業務に加え、制度開始時に行った契約が更新時期をむかえること等により、業務量が増大傾向にある。また、基盤法の改正に伴い農地賃借に係る契約業務も新たに農地中間管理機構における業務となったことも業務量増加の一因となっている。

千葉県農地中間管理機構における人員及び財源の不足は、市町村の業務受託や農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に基づき各市において策定される「地域計画」の進捗等にも影響を及ぼすと懸念されている。

については、千葉県農地中間管理機構及び、市が受託している業務に対して、専門的人材や財政的支援をすること。

## 7 需要に応じた米生産の推進に向けた補助制度の維持・拡充について

国は、水田活用の直接支払交付金のうち、戦略作物助成において、主食用品種での飼料用米に対する交付単価を段階的に引き下げるなど、主食用米と比較して飼料用米や加工用米に取り組んだ場合に減収となることから、生産調整に取り組む農業者が減少傾向にある。

米の価格安定のためには、今後も需要に応じた生産が必要であり、飼料用米や加工用米などの生産に取り組む農業者の経営安定のための助成制度の維持・拡充及び生産と併せて米の消費拡大の推進が必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県において、飼料用米を生産する農業者に対する現行補助制度の維持に加えて、加工用米を生産する農業者に対する補助制度の拡充をすること。
- (2) 国に対して、現行支援・助成制度の維持継続と米消費拡大推進について、働きかけを行うこと。

## 8 園芸用廃プラスチック処理対策について

園芸用廃プラスチックの処理費用については、令和3年度に園芸用廃プラスチック処理費が大幅に値上げされたが、千葉県負担額は据え置かれており、農業者の負担は大きくなっている。

については、園芸用廃プラスチックの適正な処理の促進と農業者負担軽減を目的として、補助制度を拡充すること。

## 第7 県土整備行政の充実強化について

---

県土整備行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(道路・橋梁)

### 1 広域幹線道路の整備促進について（国道356号銚子バイパス、国道126号八木拡幅事業）

国道356号及び国道126号は、香取、東総地域の主要な幹線道路であるが、幅員が狭く、大型車両などの交通量も多いことから頻繁に交通混雑が生じている箇所が多い。

両路線の整備によるアクセス向上は、地域住民の利便性向上、安全確保のほか、本地域の農水産物をはじめとする物流の強化や観光誘致及び地域活性化の面から非常に重要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国道356号銚子バイパスの芦崎町から長塚町（千葉県銚子土木事務所付近）の事業（千葉県実施）を早期に完成すること。
- (2) 国道356号の利根かもめ大橋から東庄町利根川河口堰間の東庄銚子バイパスの整備事業を早期に完成すること。
- (3) 国道126号における八木拡幅事業（千葉県実施）を早期に完成すること。

### 2 市川都市計画道路3・4・13号二俣高谷線の整備について

市川都市計画道路3・4・13号二俣高谷線は、東京外郭環状道路（以下、外環道路）の受け入れに際し、市川市長が千葉県知事に対して要望した9分類22項目により、千葉県が整備を行うべきとした4路線の内の一つである。当該道路は外環道路から県道船橋行徳線までの区間約300mが、平成31年3月末に妙典橋の完成に併せ供用されているが、そこから原木インターチェンジまでの約1.3km区間については未だ事業化されていない。

については、交通の円滑化、災害時の避難・物資運搬ルート確保など持続可能なまちづくりに欠かせない重要な道路であるため、原木インターチェンジまでの約1.3km区間について早期に整備すること。

### 3 主要地方道越谷野田線（野田橋の架け替えを含む）の4車線化について

主要地方道越谷野田線の野田橋付近は、千葉、埼玉両県の交通が集中し、特に交通渋滞が激しい路線となっている。令和7年6月1日には東埼玉道路の吉川市川藤から松伏町田島までの延長3.8km区間が新たに開通し、さらに、自動車専用部の八潮市八條から浦和野田線と交差する松伏町田島までの約9.5km区間も事業化されており、更なる交通量の増加も想定されることから、野田橋の架け替えを含む越谷野田線の4車線化は急務となっている。

については、野田橋の架け替えを含む越谷野田線の4車線化の早期事業化に向けて、必要な予算・財源の確保並びに検討・設計（道路概略設計の早期完了及び道路予備設計の早期着手）を着実に進め、早期に都市計画手続に着手すること。

### 4 主要地方道茂原白子線（茂原白子バイパス）の整備促進について

茂原白子バイパスは、首都圏中央連絡自動車道茂原北インターチェンジへのアクセスを向上させ、市民の利便性と安全性を確保し市民生活を支えると共に、九十九里の雄大な海岸線を活用した観光リゾート開発を支援するうえで大変重要な道路である。

については、茂原白子バイパスから創設される安全性の確保や外房地域への観光振興の更なる拡大のため、起点である茂原市区間について早期に事業着手を図ること。

## 5 インフラ整備の充実について

道路整備は、市の発展や市民の利便性向上、地域の安全、安心、他自治体との広域的な連携及び災害時の迅速な対応のために必要不可欠なインフラ整備である。

誰もが移動しやすく、安全で、安心して暮らすことができるまちづくりに向けて、必要な予算の安定的な確保を図っていく必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 社会資本整備総合交付金の要望額に対する満額交付について、国に対する積極的な働きかけをすること。
- (2) 千葉県全体のインフラ整備を千葉県と市町村が一体となって推進していくとの観点から、社会資本整備総合交付金の要望額に満たない部分（要望額に対して交付額が下回る場合）や、新規及び改築整備に対する千葉県独自の補助制度の創設をすること。

## 6 銚子連絡道路の整備推進について

銚子連絡道路は、山武・東総地域の道路ネットワークの骨格となり、地域間の連携、交流の促進、物流の効率化、周辺環境の改善など東総地域の活性化及び利便性の向上に資する重要な道路である。

能登半島地震の被害状況などから、半島を内周する高規格道路の必要性は明らかとなっており、有事の際には緊急輸送路としても活用が図れることから、早期の完成に大きな期待を寄せている。そのような中、令和6年3月に二期区間である横芝光町から匝瑳市間が供用開始されたところである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 令和4年度より事業化された三期区間である匝瑳市から旭市間の13kmの早期の用地取得に努め、事業推進を図ること。
- (2) 現在、整備が進められている旭市から銚子市間の6kmの早期完成を図ること。

## 7 狭隘国県道の道路改良について

本市を通過する国県道は、周辺住民にとって重要な生活道路であるが、狭隘な区間も多く、歩道の整備も十分ではなく歩行者にとって大変危険な道路となっている。

国道297号は、本市の都市間交流に重要な幹線道路であるとともに、首都圏中央連絡自動車道市原鶴舞インターチェンジと接続し、観光や産業の活性化など活力ある地域社会の形成に重要な役割を担っており、本路線の整備は重要である。一部の区間は通学路であるが、路側帯のカラー舗装は行われたものの、歩道の整備は十分とは言えず、子供たちは日々危険を感じながらの登下校を余儀なくされている。

現在、千葉県において松野バイパスの整備が進められており、平成31年3月に第2工区の松野杉戸間が開通したが、当初着手の平成元年から30年以上が経過している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国道297号及び主要地方道天津小湊夷隅線における狭隘な区間についての道路改良・歩道整備等を図ること。
- (2) 松野バイパス建設工事の早期完成に向けた事業の推進を図ること。
- (3) 国県道の維持管理について、除草作業の充実を図ること。

## 8 市原都市計画道路八幡椎津線（平成通り）の整備に係る社会資本整備総合交付金等の重点配分について

都市計画道路八幡椎津線（平成通り）は、京葉臨海工業地帯を支える国道16号と並行して、千葉市から木更津市までを結び、JR内房線3駅周辺の拠点を結ぶ路線としてコンパクト・プラス・ネットワークによる都市形成を促し、魅力あふれる地方の創生や地域経済を好循環につなげるために欠かせない本市の最重要路線である。

また、本路線は、国道16号が担う緊急輸送道路の機能を補完するダブルネットワークとして、わが国のエネルギー供給体制の強靱化を図ると共に、企業の持続可能な操業環境や競争力強化へ寄与するものである。

しかし、社会資本整備総合交付金の予算配分は、国が示す重点事業に特化しており、持続的な交付金の確保を危惧している。

については、本路線の早期全線開通のため、社会資本整備総合交付金等の重点配分するよう、国に働きかけること。

## 9 国道296号バイパスの事業推進について

国道296号バイパスは、国道16号から佐倉市までの5.2kmが平成2年度に事業化され整備が進められているが、事業着手から30年以上が経過した現在も1.5kmの区間が未供用となっている。

また、国道16号から西側の整備にあたっては、特に西八千代北部特定土地区画整理事業区域から接続する区間について、当該区域の人口は増加傾向にあり、今後、交通量の増加も予想されることから、道路ネットワークの形成及び安全性の向上を図る必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国道296号バイパスの未供用となっている1.5kmの区間について、早期に開通すること。
- (2) 国道16号から西側の整備にあたっては、特に西八千代北部特定土地区画整理事業区域から接続する区間の事業化を検討すること。

## 10 (仮称) 幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について

本路線は、幕張新都心から千葉ニュータウンを連絡する幹線道路として、千葉県広域道路整備基本計画の広域道路網マスタープランに位置付けられ整備が進められている。本路線の中間に位置する八千代都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線から県道船橋印西線までの区間(約3.4km)が八千代都市計画道路3・3・27号八千代西部線として都市計画決定され、中間部(約1.8km)については、西八千代北部特定土地区画整理事業により整備され供用開始された。

今後、周辺地域の市街化区域編入を見据えており、人口増加に伴い交通量の増加が予想され、本来の広域ネットワーク道路の機能を有効に発揮し、消防活

動等災害対応の迅速化を図る必要があるため、供用区間を除く都市計画決定区間の早期事業化を図ること。

## 11 国県道の整備促進について

本市周辺の高規格幹線道路網の整備は着実に進められている一方、これら道路と本市とを結ぶアクセス道路となる国県道は、継続して整備が進められているものの、一部には狭隘かつ屈曲、急勾配な箇所や歩道の未整備区間が残り、利用者が安心して通行できる道路とは言い難い状況にある。

また、千葉県が掲げる県都1時間構想や高速道路アクセス30分構想の実現のためにも、国県道の更なる整備促進が必要である。

ついては、次の事項について措置を講じること。

- (1) 一般県道天津小湊田原線の坂下バイパスの整備を促進すること。
- (2) 主要地方道市原天津小湊線の竜ヶ尾周辺の狭隘・屈曲箇所の解消、坂本工区・四方木工区改良事業の整備を促進すること。
- (3) 主要地方道鴨川保田線の長狭高校前交差点の右折レーンの設置、御園橋の架け替えの整備を促進すること。
- (4) 国道128号の天津バイパスの斜面・法面等の防災対策の実施
- (5) 国道410号の八丁地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所を解消すること。
- (6) 主要地方道富津館山線の金東工区の整備を促進すること。
- (7) 主要地方道千葉鴨川線の国道128号から鴨川警察署前交差点までの歩道の拡幅をすること。
- (8) 主要地方道鴨川富山線の東地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所を解消すること。

## 12 初富交差点の交差点改良について

千葉県が事業主体である新京成線連続立体交差事業により令和元年12月に全線高架化され、令和6年度に同事業が完了した。関連事業として位置付けられている初富駅前広場の整備について、市では喫緊の課題として取り組み、平成30年度より用地取得を進めているところである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 初富交差点の改良による主要地方道船橋我孫子線の右折レーン設置、安全な歩行者空間の確保、松戸方面から新鎌ヶ谷方面への大型車左折規制の解除をすること。
- (2) 駅前広場のアクセス道路として、初富交差点に近接する県道57号の改良を事業化すること。

### 13 北千葉道路及び栗野バイパスの整備促進について

北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、首都圏の国際競争力、また災害時における緊急輸送道路ネットワークの強化に資するとともに、周辺道路の渋滞緩和等による物流等の効率化や商工業の振興など地域の活性化に寄与する大変重要な道路である。

令和3年度に、東京外かく環状道路から市川市大町付近までの延長3.5kmについて、国の権限代行による新規事業化となった。北千葉道路は全線が供用開始することで、事業効果が発現される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 引き続き、未事業化区間の事業化に取り組むこと。
- (2) 市内の慢性的な交通渋滞を緩和させるために北千葉道路に先行して事業着手している栗野バイパス整備を促進すること。

### 14 国道465号（清和地区）の整備促進について

千葉県南部を横断する国道465号は、県道久留里鹿野山湊線の関連道路とともに、南房総地域の発展に重要な役割を担っている。

このうち、君津市清和地区の区間は、地域住民の生活道路として極めて重要な道路だが、狭隘道路に大型車が通行するため、接触事故の危険性がある。

また、関連道路である県道久留里鹿野山湊線も狭隘箇所が多く、今後の交通量増加により交通渋滞や交通事故の発生が懸念される。

さらに、当該2路線は昨夏から雑草の繁茂により、道路が更に狭隘となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 西栗倉地先から植畑地先間の歩道設置を早期に完成させること。
- (2) 東栗倉地先から大岩地先の道路拡幅及び歩道設置を早期に完成させること。
- (3) 国道465号線と県道久留里鹿野山湊線の継続的な道路除草を実施すること。

## 15 主要地方道の整備促進について

主要地方道千葉臼井印西線について、早期整備に向けてより一層の事業推進を図ること。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県立盲学校等通学路について、朝晩の歩行者や自転車の多い路線であることから、自転車専用通行帯や矢羽根等の路面標示により、自転車通行を車道側へ誘導し、通学者等の歩行者へ対しての安全対策の推進を図ること。
- (2) 松並木通りシンボルロード整備事業で設置された照明灯については、新たな照明灯の設置をすること。
- (3) 四街道十字路から千葉市方面への歩道については、引き続き歩行者や車いす等が通行しやすい整備の推進を図ること。

## 16 道路網整備の促進及び主要地方道等の道路環境整備について

東京湾アクアラインと圏央道が一体となり首都圏を環状に結ぶことで整備効果を着岸地周辺都市に波及させる一方、増加傾向にある交通量の影響により、狭隘箇所等の危険個所において利用者の安全性が担保できない状況となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道袖ヶ浦中島木更津線等の道路環境を整備すること。
- (2) 都市計画道路中野畑沢線、都市計画道路西内河根場線の早期供用開始をすること。

- (3) 国道409号袖ヶ浦市横田市街地内の幅員狭隘箇所や屈曲箇所の局所改良及びJR久留里線東横田駅付近の踏切横断部における変則交差点の早急な改善を行うこと。
- (4) 県道長浦上総線の狭隘箇所の安全対策を行うこと。
- (5) 県道横田停車場上泉線の拡幅整備を行うこと。
- (6) 旧主要地方道千葉鴨川線の道路改良（花川橋架替え）及び県道南総昭和線との交差点における安全対策を行うこと。

## 17 県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について

一般県道千葉ニュータウン北環状線は、千葉ニュータウンの北側を白井市根地先から印西市草深を結ぶ主要道路であり、また、市の都市マスタープランでは「地域間幹線道路」として位置付け、国道16号や国道464号との道路ネットワークを形成し地域の利便性の向上や円滑な交通の確保について重要な役割を担い、市の発展に大きく寄与している。

しかし、長年、白井市清戸地先において整備がこう着しているため、本市の街づくりにおいて大きな支障となっており、迂回路となっている周辺市道では、交通量増加に伴い通勤・帰宅時間帯や週末の交通渋滞及び安全性が深刻な問題となっている。

については、一般県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備を行うこと。

## 18 高規格道路「茂原・一宮・大原道路」「鴨川・大原道路」の全線整備促進について

夷隅地域は医療施設が希薄であり、長生・山武・安房地域の医療機関に依存している。また、国道128号の日常的な渋滞や災害時での代替え道路の確保など道路網の脆弱が懸念されており、首都圏中央連絡自動車道に接続する本線の整備は交通環境の課題が改善され、観光振興の更なる拡大、地域創生の目標実現のためにも、極めて重要な路線である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 高規格道路「茂原・一宮・大原道路」の長生グリーンラインを早期完成すること。
- (2) いすみ市から鴨川への高規格道路「鴨川・大原道路」を早期建設道路と位置付け、外房地域の医療・防災・産業の観点からも全線の整備促進をすること。

(河川・港湾)

## 19 治水対策の充実について（一級河川利根川水系 清水川 総合流域防災事業）

近年、全国的な豪雨災害が頻発化・激甚化しており、流域治水対策の重要性が非常に高まっている。

千葉県においても、洪水が発生した際の浸水対策として、護岸等の河川整備が進められているところである。

また、国においても集中豪雨による増水や地震により津波が発生した場合、利根川水系における流域治水の一環として浸水被害を防止するため、無堤部の築堤や樋管などの整備が進められている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 一級河川清水川の銚子市大橋町から清川町までの護岸整備を早期に完成させること。
- (2) 利根川からの逆流に伴う冠水対策として、樋管又は水門及び排水機場の設置を検討すること。

## 20 洋上風力発電設備の設置等に伴う港湾の整備充実及び地元市町村負担金の軽減について

銚子市沖の促進区域における洋上風力発電事業が進む中、国が目指す2050年カーボンニュートラルの実現に向け、主力電源として期待される洋上風力発電の導入拡大を図るためには、当該設備の立地自治体における理解と協力が必要となる。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 千葉県沿岸地域に洋上風力発電設備の導入拡大を図るため、必要な港湾整備を実施すること。
- (2) 港湾整備の際は、国の負担（補助）の引き上げを求め、さらに、市町村の負担割合を引き下げること。

## 21 旧江戸川の護岸改修について

一級河川旧江戸川護岸は、整備から既に40年以上が経過し老朽化が進んでおり、首都直下地震をはじめとする大規模地震の恐れ、台風の大型化や局地的な豪雨の頻発など、自然災害の発生リスクが年々高まっていることから、現在進行中である護岸整備の早期改修が求められる。しかし、本市区間約5.0kmのうち未整備区間約4.0kmについて護岸整備完成の目途がたっていない状況である。

については、旧江戸川の安全性を確保するため、全区間の早期改修に向けて一層のスピードアップを図ること。また、整備に際しては、千葉県「利根川水系江戸川左岸圏域河川整備計画」で位置づけられている「水辺に親しめる空間を創出する」考えのもと進めること。

## 22 真間川下流部における放置車両及び不法係留船対策について

一級河川真間川の下流部約500m区間において、放置車両や船舶が不法に係留されており、環境の悪化や河川管理上の問題が懸念されている。千葉県においては、注意喚起看板の設置などの対策を行い、一定の改善は見られたが、抜本的な改善には至っていないところである。

については、放置車両撤去及び船舶の係留の適正化に向けて、引き続き実効性のある対策を図ること。

## 23 小櫃川河口三角州の保全について

本市沿岸には、小櫃川の河口を中心に約1,400haにわたる砂質干潟が広がっている。当干潟は、環境省の定める「重要湿地」における「東京湾の干潟・浅瀬」で最大の面積を誇り、そこに生息する動植物の保全は、生物多様性目標である「30 by 30」の達成に重要なものであるとともに、アサリ・海苔等の水産資源の宝庫でもある。

一方で、京葉臨海工業地帯の一部である当干潟は自然環境保全地域に指定されておらず、開発等により消失する危険性もあることが危惧される。

については、引き続き自然環境保全地域の指定について検討するとともに、当干潟の重要性に鑑み、開発等について慎重な検討をし、干潟の保全に配慮すること。

## 24 水辺の魅力向上に向けた印旛沼・鹿島川の整備促進について

印旛沼周辺の水辺の魅力を向上させ、にぎわいを創出することを目的として、「印旛沼・印旛放水路かわまちづくり計画」を千葉市・八千代市・佐倉市の連名で登録し、水辺拠点整備に着手したところである。

本市においては、印旛沼周辺の重要な拠点となる佐倉ふるさと広場の水辺空間の整備、城下町地区における船の玄関となる田町一里塚の整備、二拠点をつなぐ鹿島川の水運の整備等により、水辺空間と都市空間をつなぐネットワークの形成に取り組んでいるところであるが、千葉県においても印旛沼・鹿島川護岸の基盤整備や、鹿島川の浚渫等を行っているところである。

については、引き続き必要な河川管理施設の整備等の措置を講じること。

## 25 グリーンインフラ等を活用した印旛沼の総合的な治水対策について

印旛沼の流域は13市町と広域にわたっており、周辺の河川、特に、鹿島川及び高崎川の最下流に位置していることから、近年は気候変動の影響による局所的な豪雨の頻発も相まって、治水対策は重要な課題となっている。

については、印旛沼の治水安全度の向上を図るため、適切な水位管理や排水能力の確保、鹿島川の拡幅、高崎川の河川改修、上流域における田んぼダム実施への支援など、総合的な治水対策を実施すること。

## 26 二級河川の整備、維持管理の推進について

二級河川加茂川、袋倉川、二夕間川、大風沢川、曾呂川は、近年の集中豪雨により度々氾濫し、床上・床下浸水や道路・水田の冠水など、沿岸地域に甚大な被害を及ぼしている。特に、袋倉川では令和元年の台風第21号及び令和5年の台風第13号通過の際、数箇所において氾濫が起き、甚大な被害が発生している。

また、加茂川の河口部では堆砂が進み河口閉塞による水質悪化や悪臭が発生している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 二級河川加茂川、袋倉川、二夕間川、大風沢川、曾呂川に対し、早期に浸水対策の具体的な対策方針の決定及び未整備区間の護岸等の整備をすること。
- (2) 二級河川加茂川の河口部では堆砂が進み河口閉塞による水質悪化や悪臭が発生しているため、浚渫とともに抜本的な閉塞対策を検討すること。
- (3) 二級河川待崎川、二夕間川河口部において、定期的な閉塞対策（堆積土砂掘削等）をすること。
- (4) 二級河川の損傷を受けた護岸や床止めなどの既存施設について、機能低下が懸念されるため、適切な維持管理を図ること。

## 27 二級河川小中川の整備促進について

現在、整備を進めている小中川改修工事について、小中川の治水能力をより一層高めるため、部分的な改修にとどまることなく、その上流部の主要地方道千葉大網線との並行区間を含め、計画的な事業推進をすること。

(都市基盤)

## 28 市街地再開発事業における千葉県の補助について

本市では、北小金駅南口東地区市街地再開発事業に令和5年度より着手している。

千葉県内の地方公共団体は、施行者への補助対象事業費の3分の1のうち、千葉県の補助対象となる調査設計計画費以外のすべての費用を負担している。当該地区においては、本年度より建物除却工事が始まり、本格的な建築工事へと進む予定であり、補償費、土地整備費等の費用が増大し、本市の負担が大きくなることが想定される。

一方、近隣地域では、東京都や神奈川県、埼玉県では市への財政支援を行っており、市が再開発事業を促進する一助となっている。

産業振興の推進や県税増収にも大きく寄与することから、千葉県の市街地再開発事業の補助金における補助対象経費に、補償費や土地整備費、共同施設整備費を対象とするよう見直しを図ること。

## 29 成田空港の更なる機能強化等への対応について

成田空港は、国際交流・産業・観光の基幹インフラとして、外国人旅客数が過去最高を記録し、今般の機能強化の進展に伴い、交通アクセス需要は大幅に増大する見込みであり、この課題に対しては、早急な対応が求められる。

鉄道アクセスについては、成田スカイアクセス線とJR線が共用する単線区間の複線化が輸送力向上の要であり、NAAも主要課題の一つに位置付けている。また、「都心直結線」は、羽田空港アクセス線（仮称）との事業進捗の差を鑑み、国策として一層の推進をしていくことが必要である。

道路アクセスでは、空港周辺地域づくりに関する「実施プラン」に掲げられている広域道路ネットワークの充実と強化連携は将来に向けた持続的な発展に大きく貢献するものと期待される。

NAAが公表した『新しい成田空港』構想とりまとめ2.0』における「地域共生・まちづくり」分野において、「地域と空港が将来にわたって一体的・持続的に発展していくためには、空港と相乗効果が働く形で企業立地や産業の集

積、移住定住の促進等、ヒト・モノ・投資を呼び込むようなエアポートシティの開発を計画的に行い、地域の一層の活性化につなげていく必要がある」としており、都市計画手続きや土地区画整理組合の設立認可に係る手続きの円滑化、鉄道構想駅実現への鉄道事業者への働きかけ、並びに財政的支援については、千葉県の積極的な関与が必要となってくる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 成田空港への鉄道アクセスの更なる向上に向け、空港周辺の単線区間の複線化や都心直結線の整備について、鉄道事業者への働きかけを行うとともに、NAAや鉄道事業者を含めた関係者が緊密に連携して取り組むこと。
- (2) 県道成田小見川鹿島港線の4車線化をはじめ、成田空港周辺の地域づくりに関する「実施プラン」に掲げられている道路の整備を進め、その具体策について早期に提示するとともに、東関東自動車道と直結するインターチェンジの実現に向けて必要な支援を行うこと。
- (3) 新たな住環境の整備や産業集積などの市街地開発を目的とした市街化区域への編入等に関する都市計画手続きや、土地区画整理組合の設立認可に係る手続き等を円滑に進められるよう、関係部局との協議・調整等を行うこと。
- (4) 本市が進める吉倉地区周辺における新たな都市基盤整備のための鉄道構想駅の実現に向けて、鉄道事業者への働きかけなど、積極的な調整を行うこと。
- (5) エアポートシティの実現に向けた取り組みについて、財政的な支援も含めて千葉県として積極的に関与すること。

### 30 柏駅周辺地区の市街地再開発事業について

柏駅前は、千葉県内においても代表的な商業地であり、千葉県内活力を牽引している。

しかしながら、柏駅周辺地区は、50年以上経過した建物が密集し、再整備に向けた取り組みにおいては、再開発事業による都市機能の抜本的な更新や土地の合理的かつ健全な高度利用を併せて図るような新たなまちづくりが求められており、財源確保は喫緊の課題である。

柏駅の活性化は、千葉県の産業エリアの集積や人を呼び込む推進エンジンの一翼を担うことで、千葉県の産業振興の推進だけでなく県税増収にも寄与する

ことから、千葉県の市街地再開発事業の補助金における補助対象経費に、改めて土地整備費及び共同施設整備費等を対象とするよう見直しを図り、実態に見合った制度とすること。

### 31 運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び県立市野谷の森公園の整備について

平成10年度から施行されている運動公園周辺地区土地区画整理事業については、令和2年3月に事業計画が変更され、事業期間が令和11年度まで延伸されたところである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 今後は、安易な期間延伸を行わないよう、計画に則り、徹底した事業の進捗管理及び執行管理を行うこと。
- (2) 3・3・1号芝崎市野谷線をはじめとする幹線道路の整備、並びに整備が遅れている運動公園周辺地区南部の早期完成と速やかな換地処分をすること。
- (3) 県立市野谷の森公園については、貴重な緑の保全及び自然とのふれあいの場となることから市民も完成を待ち望んでいるため、事業完了予定の令和12年度よりも1日でも早く完成すること。

### 32 羽田空港と東京湾岸地域を結ぶ鉄道ネットワークの強化について

国際的な都市間競争の激化に対して、経済活動を支える基盤である鉄道ネットワークの強化を図ることは重要である。令和5年6月にはJR東日本の羽田空港アクセス線の一部区間について、起工式が執り行われ、開業に向けて大きく動きだしたところであり臨海部ルートを含む3ルートの早期実現が期待されている。

羽田空港と東京湾岸地域を鉄道路線で結ぶことにより、空港から大型集客施設や宿泊施設などへのアクセス性が向上し、更なる地域活性化が見込まれ、国際競争力の強化にもつながるものである。

については、鉄道ネットワークの強化に向け、羽田空港アクセス線と京葉線・りんかい線の相互直通運転を早期に実現するため、国に働きかけること。

### 33 空き家対策について

増加する空き家は喫緊の問題であり、特に相続放棄等に伴う所有者不明土地建物の対応に苦慮しており、これに従事するマンパワー不足は継続的な課題である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 民法に基づく請求のための法務的手続等を行う事業に対する千葉県費補助を新設すること。
- (2) 専門職員の恒常的派遣及び費用負担を行うこと。
- (3) 空き家対策推進に必要な国への要望活動を強化すること。

## 第8 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 高等学校の魅力向上と学生寮の整備について

千葉県立高等学校の第8学区には千葉県立4校のほか、私立2校、特別支援学校等があり、普通科のほか専門学科として各種海洋系資格が取得できる千葉県内唯一の海洋科や商工業、農業、土木、調理系など進学・就職を目指す地域の生徒にとって学びのバランスが非常に良い環境となっている。しかし、少子化や学区外への進学者の増加等の影響により、殆どの専門学科において定員割れの状況が続いており、将来にわたって現在の環境を維持することが厳しい状況となっている。

千葉県内並びに近県の中学生在が、千葉県外の住環境が整備された高等学校を選択している状況の改善を図り、学区外からの生徒を増加させるため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 高等学校の更なる魅力向上に取り組むこと。
- (2) 高校生向けの寮設備を整備し、千葉県内外からの生徒を受け入れられる環境を整備すること。
- (3) 志向している地域に根ざした教育の展開のために教育課程の編成と実施が、校長の長期的展望と強いリーダーシップの下、行えるよう在任期間を5年以上とすること。
- (4) 教育・学習活動を支える施設・設備の整備、学校外講師の招聘などを可能とする事業費を設けるなどの財政的措置を行うこと。
- (5) 各高等学校が特色ある学校づくりを進めているが、教育内容以前にトイレなど高校での生活環境の劣悪さで千葉県立高校が選ばれない状況を、抜本的かつ早急に改善すること。

## 2 公立小中学校の学校再編に伴う支援について

公立学校の再編（統廃合）は、子供達に適切な学校教育環境を提供するため、実行しなければならない行政課題である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 「千葉県公立小中義務教育学校定員配置基準」を見直し、地理上の条件不利地域（半島振興地域など）の学校は、学校再編の取組を考慮した上で、増置教員・加配教員の基準を見直し、他地域より手厚い定員配置とすること。
- (2) 学校再編に伴い学区が広がりスクールバス運行が必須となるため、スクールバス運行事業者の業務継続のための支援を行うこと。
- (3) 学校再編に伴う学校施設の整備（改修等）に関する千葉県独自の助成を行うこと。

## 3 学校給食費無償化の全国一律の取り組みについて

学校給食は、子どもたちの成長や健康維持にとって不可欠であり、それを支える環境整備は社会全体が取り組むべき課題である。

現在、千葉県では市町村と連携し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費の無償化を実施しているところである。

しかし、一部の市町村で全ての児童生徒が無償化となっている一方で、財政上の理由から第3子以降の無償化にとどまっている市町村もあり、地域間格差が生じる事態となっている。

給食費の無償化は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て環境の充実を図ることが求められている。

については、次の事項について、措置を講じること。

- (1) 学校給食費無償化について、国の負担による恒久的な制度として、全国一律の取り組みの早期実現について、国に働きかけること。
- (2) 居住する市町村によって保護者の給食費負担が大きく異なる現況を是正するため、千葉県としてより積極的な予算措置を講じること。

#### 4 地域学校協働活動推進事業における財政支援の拡充について

今後全小学校で事業を実施するためにも、補助額の算定時の実施日数等、事業実施内容に沿った必要な額を継続的に財政措置すること。

#### 5 市立学校における医療的ケア看護職員配置に係る千葉県の補助金の交付について

医療的ケア児に関連する法律の制定、社会的要請の高まりに応じ、市立学校において医療的ケア児を受け入れるための体制整備が求められており、医療的ケア看護職員の確実な配置が重要である。

一方、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が主管する教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）により、各都道府県、市町村等の医療的ケア看護職員配置事業に対し補助金が交付されているが、不足額を市単独予算で賄っている。安定的な看護職員配置を行うにあたっては、恒常的な予算の確保が重要であるが、対象児が増えていくことにより、市単独の予算では対応できない可能性が予見される。

については、市立学校における医療的ケア看護職員配置に係る千葉県の補助金を交付すること。

#### 6 教職員の未配置改善及び人員の増置や財政措置について

近年、市内の小学校において教員が未配置となっている状況が生じており、その解消が急務である。小規模校では、1人の教員が学級担任と生徒指導担当を兼務するなど、教員一人当たりの持ち授業数が増加している。

また、千葉県の令和6年度の小学校増置基準は1～11学級で1人、12～23学級で2人、24～30学級で3人、31～39学級で4人、40学級以上で5人とされているが、学校規模にかかわらず高学年における教科担任制の推進等のため、更なる教員の増加が求められている。

更には、昨今の学校現場において、学力低下、いじめ・不登校といった生徒指導上の対応増加に加え、国際理解教育や特別支援教育の充実など多岐にわたる教育課題が山積している状況である。

また、学習指導要領改訂に伴い、将来の予測が困難な複雑で変化の激しい社会の中で必要とされる力の育成を、各学校の教育課程や各教科等の授業まで浸透させ具体化していくことが強く求められている。

その結果、教員一人ひとりに課せられた授業改善等はこれまで以上に重責となり、業務量の増加によって勤務時間の適正化を進めることが一層困難になっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 教職員の加配及び会計年度任用職員等を配置し、市の雇用取り組みについても財政的支援をすること。
- (2) 小学校における採用試験において、令和7年度から中学校の免許保持者が小学校を受験できるシステムが構築されたが、採用後、その職員が臨時免許等で担任ができるようにするなど、未配置解消に向けた取り組みを進めること。
- (3) 小学校増置定数基準について、新たに18～23学級の区分を設けて3人とし、24学級以上は現在の増置教員に1人ずつ追加するよう見直すこと。
- (4) 千葉県費負担による増置教員の配置を進め、小中学校を含めた小規模校における増置教員不足を解消すること。
- (5) 管理職である教頭等の時間外在校時間の削減を図るため、副校長・教頭マネジメント支援員の配置の拡大を行うこと。
- (6) 様々な教育課題に対する新たな公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定するよう国に継続的に働きかけること。

## 7 安全・安心で良好な教育環境の充実について

安全・安心で良好な教育環境の充実を図るため、公立学校施設整備事業に係る文部科学省の交付金に加え、千葉県の上乗せ補助等の財政支援をすること。

## 8 災害時に指定避難所となる千葉県立高等学校体育館の空調設備の充実について

災害発生時に指定避難所となる千葉県立高等学校体育館は、空調設備が導入されていないため、近年、過酷さを増している猛暑の時期において避難所を開設することを想定すると、避難者の体調管理には必要な設備と考えられる。

については、千葉県立高等学校の大規模改修工事等を行う際は、特に体育館における空調設備の導入を優先的に進めること。

## 9 不登校対策に係る支援について

近年、不登校児童生徒数が増加傾向にあり、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題となっている。本市においては市ならびに校内に教育支援センターを設置し、一人一人の状況に応じた安心できる居場所づくりを進め、児童生徒それぞれの自己実現や社会的自立に向けた支援を行っているところである。さらにその環境を整備・拡大し、不登校児童生徒の学びの支援を充実させる必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 不登校児童生徒に多様な学びの場の確保として、各学校で教育支援センターの運営を図るために、その教室内で学習支援や教育相談等に専従できる加配教員を配置すること。
- (2) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会や居場所の確保という視点から、不登校児童生徒支援施設（いわゆるフリースクール）を運営する民間事業者に対し、学習指導や教育相談、体験活動等の支援に要する経費の一部についての助成制度の新設をすること。

## 10 外国人児童生徒に対する補助教員の確保又は費用負担について

日本語指導が必要な外国人児童生徒数は年々増加傾向にあり、特に印旛地域は、今後の成田空港の拡張等にもともない、増加する可能性が高い。それに伴い、教育現場における教員負担や言語対応の不足を起因とする教育格差が問題点として挙げられる。

外国人児童生徒の日常会話の日本語指導を各自治体で行っているが、学年相当の学習言語力の指導が可能な日本語指導補助教員の確保及び予算の確保に苦慮している。

外国人児童・生徒がクラスに在籍していることが常となっている現在の公立学校においては、自治体単独では人材確保が厳しい状況である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県においても、日本語指導に係る職員の配置と外国人児童生徒の学校生活における学習指導を担う日本語指導補助教員の人材確保に取り組むこと。
- (2) 各自治体が行う人材確保策に対する財政的支援を行うこと。
- (3) 「千葉県外国人活躍・多文化共生推進プラン」に基づく、外国人児童生徒等教育の指導体制整備の充実をさせること。

## 第9 警察行政の充実強化について

警察行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 交通規制に関する要望の対応について

交通規制に関しては、各種指針や基準に基づき運用していると認識しているが、既存交通規制の変更や廃止にあたっては、その運用が早急であること、また、一方的な実施であることなどの意見が多く寄せられている。

交通規制の運用にかかるルールは、一般市民には理解が困難な側面があり、また、現状の形態が多種多様に渡っていることも、市民の懸念や疑念を抱く要因となっている。

一方で、現状を見る限り、交通規制は必ずしも画一的ではなく、ある程度の範囲で実情に沿った対応も可能なものであると認識しているところである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 交通規制の運用にあたっては、地域への説明や周知期間を設けるなどして、利用者に配慮した対応をすること。
- (2) 交通規制の変更・廃止等の運用においては、一方的に実施するのではなく、地域の要望を確認するとともに、試行期間を設けるなど、より地域の実情に沿った対応をすること。

### 2 交通安全対策の充実・強化について

交通安全施設については、事故多発箇所等の交通安全対策として、照明付き横断歩道を設置や視覚障害者を含めた歩行者の横断実態を踏まえた信号機の整備等が着実に進むよう、地域の要望を十分考慮し、更なる予算の拡充を図るとともに、国に対しても同主旨の働きかけを行うこと。